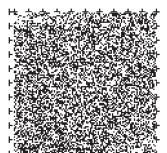


第 5 章

計 画 の 推 進

この章では、計画を推進するための

進捗管理や評価についてお伝えします



5 章

計画の推進

1 計画推進にあたって

- ・本計画については、市の公式ホームページに掲載するとともに、各地域における会議などを通して、広く市民の皆様への浸透を図ります。また、社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」との連携を図るとともに、民生委員・児童委員協議会、自治会連合会、NPO、ボランティア団体など、地域福祉を担う各団体との協力体制の強化を進め、計画を推進していきます。
- ・さらに、地域住民の抱える、複雑化・複合化した福祉課題に対して、児童分野、高齢者分野、障がい者分野といった福祉3分野だけでなく、医療、保健、雇用・労働、教育、権利擁護、防災・防犯、都市計画などの多岐にわたる連携・協力体制が必要なことから、全庁的に関連する各施策・事業の担当課と連絡・調整を図りながら、施策・事業を推進していきます。

2 計画の進捗管理・評価

- ・計画を着実に進めていくには、計画を立案(Plan)し、実行(Do)し、基本目標の達成に向けて適切に評価(Check)し、必要に応じて改善(Action)していくよう、マネジメントサイクル(PDCA)を活用して、進捗管理することが必要です。
- ・進捗管理については、毎年度、第4章に掲げる「主な取組み(事業)」の達成状況を「春日部市地域福祉計画審議会」に報告し、基本目標ごとに総合的に判断・評価し、必要に応じて見直しや改善を検討しながら、効果的な計画の進捗管理を行っていきます。また、地域福祉の施策は、児童分野・高齢者分野・障がい者分野などの各分野と深く関連することから、これらに関連する分野別計画との整合、各審議会との連携を図りながら、進捗管理を進めていきます。

